

11. 生殖補助医療にはどんな種類があり、どこに行くと受けられますか？

生殖補助医療(ART)とは、体外受精をはじめとする、近年進歩した新たな不妊治療法を指します。

1) 生殖補助医療の種類

(1) 体外受精・胚移植(IVF-ET)

採卵により卵子を体外に取り出し、精子と共存させる(媒精)ことにより得られた受精卵を、数日培養後、子宮に移植する(胚移植)治療法です。最初は卵管の障害が原因の不妊治療に用いられてきましたが、現在はその他の不妊原因の治療としても使われています。

(2) 顕微授精(卵細胞質内精子注入法、ICSI)

精子の数が少ない場合や運動率が低い場合などの男性不妊や、卵子の受精障害などの体外受精では受精が難しい場合に、卵子の中に細い針を用いて、精子を1個匹だけ人工的に入れて受精させる治療法です。

(3) 凍結胚・融解移植

体外受精を行った時に、得られた胚を凍らせてとっておき、その胚をとかして移植することにより、身体に負担のかかる採卵を避けながら、効率的に妊娠の機会を増やすことができます。移植する胚の数を1つにしておけば、多胎妊娠となるリスクを減らすことができます。また、胚を凍結することにより、卵巣過剰刺激症候群の悪化を防ぐことができ、着床に適した内膜が得られた周期に移植を行うことが可能となります。

2) 生殖補助医療を受けるための施設

生殖補助医療が始まった1980年代は、この治療をおこなえるのは大学病院や、大病院のような先端的な医療が可能な施設のみでした。しかし、技術が安定し、培養のための器具や試薬が一般化したことから、現在わが国においては、全国のどこの病院やART専門クリニックで治療を受けても、大きな違いがないレベルまで不妊治療は発展してきています。

日本産科婦人科学会では、生殖補助医療を行っている施設(生殖補助医療実施医療機関)の一覧を毎年発表しています(http://www.jsog.or.jp/public/shisetu_number/)。また、日本生殖医学会では、生殖医療を専門とし資格を持つ医師(生殖医療専門医)を認定しています。
(http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist_list.html)。